

橿原市 事業者支援ガイドブック



橿原市 魅力創造部 地域振興課



橿原市公式ホームページ

こちらのページで、本ガイドブックの最新版と、事業者支援に関する最新情報をお届けしています。

改訂履歴

番号	発行日	改定内容
R5 初版	R6/2/9	－
第 2 版	R6/2/15	本書の使い方について、説明を追記しました。
第 3 版	R6/4/30	令和 6 年 4 月 30 日現在の情報にて更新しました。
第 4 版	R6/5/17	令和 6 年 5 月 17 日現在の情報にて更新しました。
第 5 版	R6/6/21	令和 6 年 6 月 21 日現在の情報にて更新しました。
第 6 版	R6/8/13	令和 6 年 8 月 13 日現在の情報にて更新しました。
第 7 版	R7/6/16	令和 7 年 6 月 16 日現在の情報にて更新しました。 「事業フェーズから調べる」を削除しました。
第 8 版	R7/11/5	令和 7 年 11 月 5 日現在の情報にて更新しました。
第 9 版	R8/5/25	令和 8 年 5 月 25 日現在の情報にて更新しました。
第 10 版	R8/6/9	令和 8 年 6 月 9 日現在の情報にて更新しました。

「橿原市事業者支援ガイドブック」について

はじめに

新型コロナウイルス感染症については感染症法での位置付けが5類に移行しましたが、原材料・エネルギー価格の高騰や物価上昇などの社会情勢への対応が求められるなど、事業者は依然として難しい経営のかじ取りが求められています。

その一方で、こうした状況下にある事業者を支援するため、国や地方自治体などの公的機関による様々な支援策が用意されていますが、自身の経営課題に合った施策を見つけやすい環境整備が求められていました。

本書は、橿原市のみでなく国や県等の施策についても分類・掲載し、必要な支援について確認できるようガイドブックとしてまとめたものです。困難に立ち向かう事業者はもちろん、支援機関や関係者の方々にもご活用いただければ嬉しく思います。

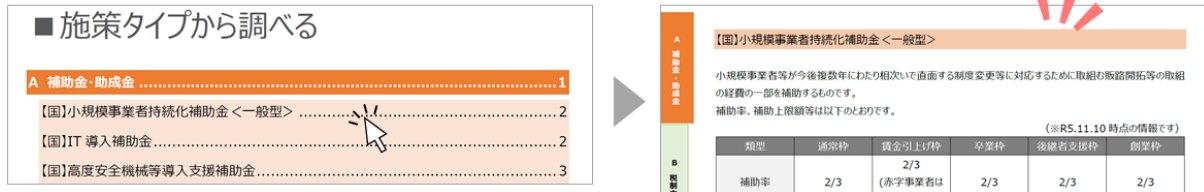
2024年2月9日

地域振興課

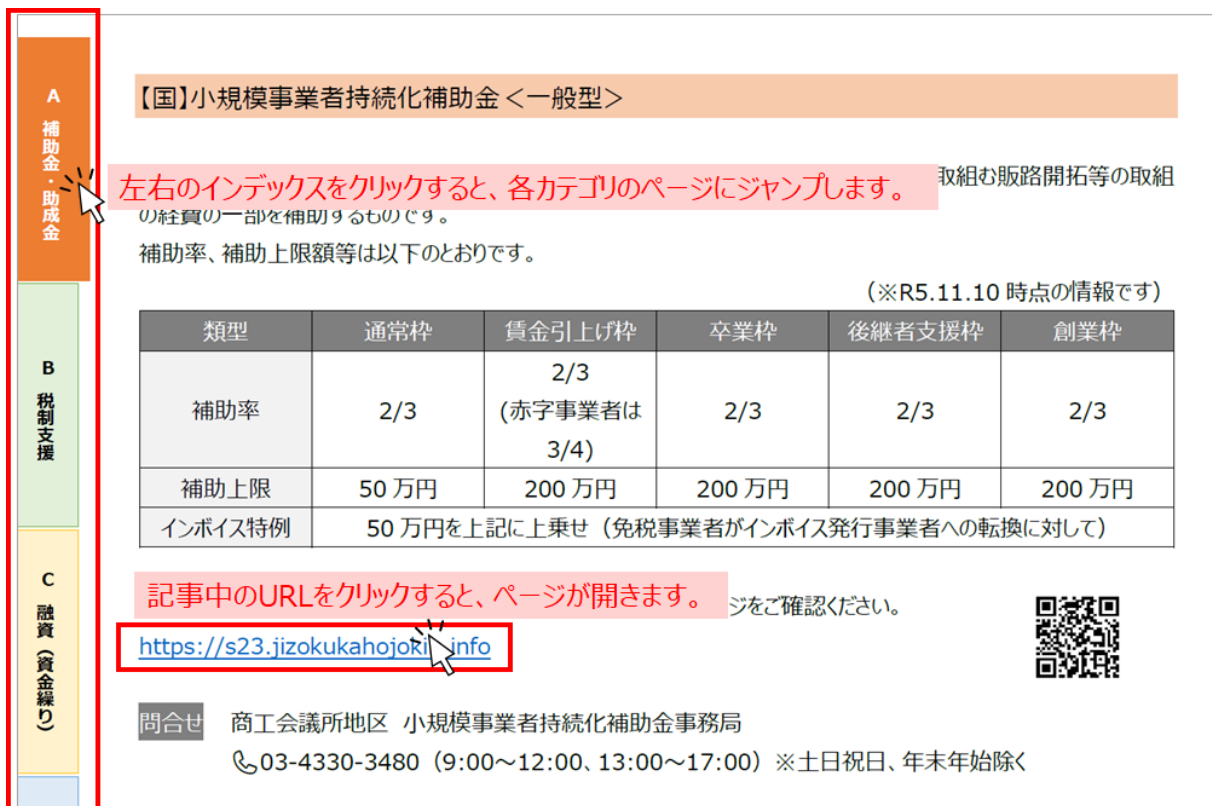
本書の 便利な 使い方

本書は、「施策タイプ」ごとに施策分類している『デジタルガイドブック』として発行しています。下記の便利機能を搭載していますので、併せてご活用ください。

- ① 目次から各施策説明ページまでは目次をクリックするとジャンプできます（PCでの操作時のみ）。



- ② 記事中のインデックスをクリックすると、各カテゴリのページにジャンプします（PCでの操作時のみ）。また記事中の URL をクリックすると、ページが開きます。



■ 施策タイプから調べる

A 補助金・助成金	1
【国】小規模事業者持続化補助金	2
【国】デジタル化・IT 導入補助金	2
【国】高度安全機械等導入支援補助金	3
【国】中小企業省力化投資補助金	3
【国】ものづくり補助金	4
【国】事業承継・M&A 補助金	5
【国】中小企業成長加速化補助金	5
【国】中小企業新事業進出補助金	6
【国】[厚労省]年収の壁・支援強化パッケージ	6
【国】[厚労省]働き方改革推進支援助成金	7
【国】[厚労省]業務改善助成金	8
【国】[厚労省]雇用関係助成金	8
【国】[厚労省]雇用調整助成金	9
【国】[厚労省]産業雇用安定助成金	9
【国】[厚労省]キャリアアップ助成金	10
【国】[厚労省]受動喫煙防止対策助成金	11
【国】[厚労省]その他、雇用関係助成金について	11
【国】[こども家庭庁]くるみん助成金	12
【公財】新技術開発助成	12
【県】宿泊施設立地促進事業補助金	13
【県】奈良県起業家支援事業費補助金	13
【県】中小企業地域資源活用等促進事業助成金	14
【県】排出事業者支援事業	14

【県】奈良県 M&A 円滑化支援補助金	15
【県】事業所エネルギー効率的利用促進事業補助金	15
【県】外国人材定着支援事業補助金	16
【県】奈良県中小企業等のプロフェッショナル人材確保支援事業補助金	16
【県】奈良県中小企業賃上げ環境整備支援補助金	17
【県】奈良県奨学金返還支援事業補助金	17
【県】奈良県企業立地促進事業補助金	18
【市】橿原市起業等スタートアップ補助金	18
【市】橿原市業務改善支援補助金	19
【市】「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録記念新商品開発等支援事業補助金	19
【市】橿原市働き方改革等支援利子補給金	20
【市】企業立地奨励金	20

B 税制支援..... 21

【国】法人設立時の登録免許税軽減	22
【国】法人税における中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例	22
【国】法人税における試験研究費の税額控除制度（特別・一般・中小企業技術基盤強化税制）	23
【国】事業承継税制	23
【国】青色申告の中小企業者向け賃上げ促進税制	24
【国】中小企業経営強化税制	24
【県】宿泊施設充実のための優遇税制（不動産取得税と事業税の不均一課税）	25
【県】地域未来投資促進法に基づく優遇税制（法人税等の課税特例と不動産取得税の課税免除） ..	25
【市】先端設備等導入計画	26

C 融資（資金繰り）..... 27

【国】公庫創業支援貸付利率特例制度	28
【国】働き方改革推進支援資金	28
【国】賃上げ貸付利率特例制度	29

【県】創業支援資金.....	29
【市】創業支援融資.....	30
【市】特別小口、緊急融資.....	30
【市】特定創業支援等事業.....	31
新設備貸与制度.....	32
資本性劣後ローン.....	33
事業承継保証制度・事業承継支援資金.....	33
各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資.....	34

D 相談・アドバイス..... 35

JETRO.....	36
奈良県事業承継引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援）.....	36
橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点.....	37
奈良県よろず支援拠点内「生産性向上支援センター」.....	37
【国】中小企業庁による事業承継ガイドライン.....	38
【県】＜企業向け＞外国人雇用相談窓口.....	38
【県】中小企業デジタル化等支援事業.....	39
【県】中東情勢や原油価格上昇の影響を受ける中小企業向け相談窓口.....	39
取引かけこみ寺.....	39
働き方改革推進支援センター.....	40
中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」.....	40

E セミナー・講義・研修..... 41

かしはら創業塾.....	42
夢をかなえる土曜塾.....	42
各種セミナー.....	43

F その他支援策..... 44

【国】ここからアプリ	45
【県】まほろばチャレンジリーグ募集	45
【市】ふるさと納税返礼品登録	46
知的財産権保護（商標登録）	46
【県】ジョブなら就活ナビシートの活用.....	47
各種商談会や即売会などの販路拡大イベント.....	47

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

A 補助金・助成金

【国】小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助するものです。

補助率、補助上限額等は以下のとおりです。

(※R8.5.18 時点の情報です)

類型	一般型 通常枠	創業型	共同・協業型	ビジネスコミュニティ型
補助率	2/3	2/3	2/3 もしくは定額	定額
補助上限	50 万円 特定条件で 上限 200 万円	200 万円 特定条件で 上限 250 万円	上限 5,000 万円	50 万円 2 以上の補助事業者が 共同で実施する場合は 100 万円
インボイス特例	50 万円を上記に上乗せ（免税事業者がインボイス発行事業者への転換に対して）			

公募スケジュールや応募方法等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://r6.jizokukahojokin.info/>



問合せ 商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局

☎ 03-4330-3480 (9:00~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【国】デジタル化・IT 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。

補助額は申請の類型によって異なりますが、通常枠の場合 5 万円～最大 450 万円が補助されます。

- 活用例
- 通常枠（A・B 類型）
 - ・経理業務効率化のため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入
 - ・労務管理効率化のため勤怠管理ツールを導入
 - デジタル化基盤導入枠
 - ・インボイス制度に対応した決済ソフトと、操作用 PC 端末を導入
- ※他にも申請類型（申請枠）があります。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp>



問合せ デジタル化 IT 導入補助金 2026 事務局 コールセンター

☎ 0570-666-376 (9:30~17:30) ※土日祝日、年末年始除く

IP 電話等からはこちら 050-3133-3272

【国】高度安全機械等導入支援補助金

安全・安心な建設現場作業を応援することを目的として、所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です。

補助額は1機あたり最大100万円が補助されます。また、同一申請者の年度内申請上限は500万円になります。

活用例 建設機械・クレーン等による労働災害を事業主として事前に防止する為、に建設機械等などに監視モニターなどの安全装置を新たに設置し、労働災害防止策を講じたい。

【参考】建設業における三大災害（墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害、建設機械・クレーン等災害）

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>



問合せ 建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

☎ 03-6275-1085（9:00～12:00、13:00～16:30）※土日祝日を除く

【国】中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT やロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するために必要な経費の一部を補助する制度です。

枠	補助上限額	補助率
カタログ注文型	200万円～1,000万円 (300万円～1,500万円)	1/2 以下
一般型	750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円)	中小企業 1/2 (2/3) 小規模事業者 2/3

※従業員数によって補助上限額が変わります。

※賃上げ要件を達成した場合、補助上限額・補助率を（ ）内の額に引き上げ

業種ごとの活用イメージ（例）

- 物流業・・・無人搬送車の導入で棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上。
- 宿泊業・・・自動清掃ロボットの導入で受付等の人員を増強し、手続きの迅速化やおもてなしで顧客満足度を向上。

対象事業者の要件や公募スケジュール、応募方法については、専用ホームページをご確認ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



問合せ 中小企業省力化投資補助事業コールセンター

☎ 0570-099-660 もしくは 03-4335-7595（9:30～17:30）※土日祝日を除く

【国】ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

補助上限及び補助率は以下のとおり、各申請枠により異なります。

	製品・サービス高付加価値枠	グローバル市場開拓枠
補助率	中小企業 1/2 小規模企業・小規模事業者 及び再生事業者 2/3	中小企業 1/2 小規模企業・小規模事業者 2/3
補助 上限	750万円～ 2,500万円	3,000万円
その他	大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例有り。 最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例有り。	

- 活用例**
- ・AIを導入した高精度な自立移動式無人搬送ロボットの試作品開発
 - ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会出展

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp>



- 問合せ** ものづくり補助金事務局サポートセンター
- ☎ 050-3821-7013（10:00～17:00）※土日祝日及び12/29～1/3を除く

【国】事業承継・M&A 補助金

中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助する制度です。

補助上限及び補助率は以下のとおりです。

(※R8.5.18 時点の情報です)

枠	補助率	補助下限額	補助上限額
事業承継促進枠	1/2 又は 2/3 以内	100 万円	1,000 万円
専門家活用枠		50 万円	2,000 万円
廃業・再チャレンジ枠		50 万円	300 万円
PMI 推進枠		50 万円	1,000 万円

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/>



問合せ 事業承継・M&A 補助金事務局（10:00～12:00、13:00～17:00）※土日祝日を除く
（専門家活用／廃業・再チャレンジ枠） ☎ 050-3145-3812
（事業承継促進枠） ☎ 050-3192-6274 （PMI 推進枠） ☎ 050-3192-6228

【国】中小企業成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援する制度です。

補助上限及び補助率は以下のとおりです。

補助率	1/2	補助上限額	5 億円
対象対象要件	1. 補助対象経費のうち投資額が 1 億円以上（税抜き）であること。 2. 補助金の公募の申請時までには補助事業者が 100 億宣言ポータルサイトに公表がされていること。 3. 一定の賃上げ要件を満たす今後 5 年程度の事業計画を策定すること。 4. 日本国内において補助事業を実施すること。		

詳細については、専用ホームページをご確認ください

https://seisansei.smrj.go.jp/subsidy_info/growth_acceleration_subsidy.html



問合せ 中小企業成長加速化補助金 事務局
☎ 0570-07-4153 又は 03-4446-4307（10:00～17:00）※土日祝日年末年始を除く

【国】中小企業新事業進出補助金

企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等を対象に、既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援する制度です。

補助上限及び補助率は以下のとおりです。

補助率	1/2 又は 2/3	補助上限額	2,500 万円～7,000 万円 (3,000 万円～9,000 万円)
対象対象要件	(1) 新事業進出要件 (2) 付加価値額要件 (3) 賃上げ要件 (4) 事業場内最賃水準要件 (5) ワークライフバランス要件 (6) 金融機関要件 (7) 賃上げ特例要件 (補助上限額を上記 () 内の金額に引き上げる際の要件)		

詳細については、専用ホームページをご確認ください

<https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>



問合せ 新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）<https://shinjigyou.resv.jp/>

【国】[厚労省]年収の壁・支援強化パッケージ

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするための政策的なパッケージのことをいいます

	106 万円の壁に対して	130 万円の壁に対して
課題	年収 106 万円以上になることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。	年収 130 万円以上になることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。
具体的助成内容	パートやアルバイトで働く方の厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、キャリアアップ助成金「社会保険適用処理改善コース」にて労働者 1 人あたり最大 50 万円を支援します。	パート・アルバイトで働く人が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的にあがったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

活用例 ・賃上げによる基本給の増額により新たに社会保険に加入することになったパートに対して、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押ししたい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



問合せ 年収の壁突破・総合相談窓口

☎ 0120-030-045 (8:30～18:15) ※土日祝日及び 12/29～1/3 を除く

【国】[厚労省]働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

助成上限は以下のとおり、各申請枠により異なります。

コース名	概要	助成額上限
業種別課題対応コース	建設業、運送業、病院等、砂糖製造業、情報通信業、宿泊業に時間外労働の削減、週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するもの。	250万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	生産性を向上させ、時間外労働の縮減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するもの。	150万円
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバル制度の導入に取り組む中小企業中小企業事業主を支援するもの。 ※勤務間インターバルとは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2019年4月から、制度の導入が努力義務化されました。	120万円
取引環境改善コース	荷主・発注者等の取引環境改善を通じて、中小企業の労働時間短縮や生産性向上を支援するもの。	100万円
団体推進コース	中小企業事業主の団体や、その連合団体が、その傘下の事業主の内、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善の為に、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するもの。	1,000万円

- 活用例**
- ・積算業務を効率化し、労働時間を削減するために土木工事積算システムを導入したい。（建設業）
 - ・始業・就業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多いため、労務管理用のソフトウェアを導入したい。
 - ・インターバル制度を導入するために、外部の専門家によるコンサルティングを実施したい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3



問合せ 奈良労働局 雇用環境・均等室

☎ 0742-32-0210（8:30～17:15）※土日祝日及び年末年始を除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

【国】[厚労省]業務改善助成金

本助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、教育訓練等）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースにより違う）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。補助上限及び補助率は以下のとおり、各申請枠により異なります。

（例）事業場内の最低賃金の引き上げ額が 50 円以上の場合。※70 円コース、90 円コースなど他コース有り。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 ※右記以外の事業所	助成上限額 ※事業所規模 30 人未満の事業所
50 円コース	50 円以上	1 人	30 万円	40 万円
		2～3 人	40 万円	70 万円
		4～5 人	70 万円	70 万円
		6～7 人	90 万円	90 万円
		8 人以上	110 万円	110 万円
		10 人以上	130 万円	130 万円

活用例 ・飲食店にて、セルフ式のテーブルオーダーシステムを導入し、なおかつ、事業場内の最低賃金を 50 円引上げる。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chusyo/index.html>



問合せ 業務改善助成金コールセンター
☎ 0120-366-440（9:00～17:00）※平日のみ

【国】[厚労省]雇用関係助成金

雇用関係助成金とは、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上に役立てるため、厚生労働省が所管する事業主向け助成金の総称です。

- 種類**
- | | |
|----------------------|---------------------|
| A. 雇用維持関係の助成金 | B. 在籍型出向支援関係の助成金 |
| C. 再就職支援関係の助成金 | D. 転職・再就職拡大支援関係の助成金 |
| E. 雇入れ関係の助成金 | F. 雇用環境の整備関係等の助成金 |
| G. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金 | H. 人材開発関係の助成金 |

それぞれのタイプごとに、各種助成金と申請コースが多数用意されています。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



問合せ

助成金ごとにお問合せ窓口が異なりますので、こちらの厚生労働省のホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



【国】[厚労省]雇用調整助成金

景気変動や災害等により事業活動が縮小した場合に、労働者を解雇せず、休業・教育訓練・出向によって雇用維持を行う事業主へ、休業手当等の一部を助成する制度です。

助成対象	助成率	教育訓練加算額	1日あたり上限額
休業手当	中小企業 2/3 大企業 1/2	1,200円	8,870円
教育訓練賃金負担額			
出向中賃金負担額			

※休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分受給できます。

※出向の場合は最長1年の出向期間中受給できます

詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html



問合せ

奈良労働局助成金センター

☎ 0742-35-6336 (9:00~17:00) ※平日のみ

【国】[厚労省]産業雇用安定助成金

(産業連携人材確保等支援コース)

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要新たな人材の円滑な受入れを支援する制度です。

	中小企業	中小企業以外
助成額	250万円/人 (125万円×2期)	180万円/人 (90万円×2期)
助成対象期間	1年	

詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinasangyourenkeijinzaikakuhotou_00001.html



(スキルアップ支援コース)

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）及び出向を受け入れた事業主（出向先）に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成する制度です。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額 (最長1年)	出向元事業主：出向労働者の出向中の賃金のうち出向元事業主が負担した額×助成率	
	出向先事業主：出向労働者の出向中の賃金のうち出向先事業主が負担した額×助成率	
助成上限額	8,870円/1人1日あたり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html



問合せ 奈良労働局助成金センター

☎ 0742-35-6336 (9:00~17:00) ※平日のみ

【国】[厚労省]キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成上限は以下のとおり、各申請枠により異なります。

コース名	概要	助成額上限
正社員化コース	就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成するもの。	80万円
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成するもの。	120万円
賃金規定等改善コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合に助成するもの。	1人当たり7万円
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成するもの。	60万円
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積み立てを実施した場合に助成するもの。	56.8万円

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



問合せ 奈良労働局 助成金センター

☎ 0742-35-6336 (8:30~17:15) ※土日祝日及び12/29~1/3を除く

【国】[厚労省]受動喫煙防止対策助成金

職場での受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準をみたす喫煙専用室等の設置などにかかる工事費、備品費、機械装置費用などの費用の一部を支援する助成金になります。

助成対象	助成対象経費	補助概要
喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	左記の措置に係る工事費、設備費、備品費、機械装置費等	主たる産業分類が飲食店の事業者は 2/3 それ以外は 1/2 (上限 100 万円)
指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)		

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



問合せ 奈良労働局 労働基準部 健康安全課 助成金センター
☎ 0742-32-0205 (8:30~17:15) ※土日祝日を除く

【国】[厚労省]その他、雇用関係助成金について

上記の他にも、厚生労働省では多くの助成金があります。

助成金名	助成金が活用できる一例
早期再就職支援助成金	離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる。
特定求職者雇用開発助成金	高年齢者・障がい者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる。
トライアル雇用助成金	経験不足により就職が困難な求職者を試行的に雇い入れる。
人材確保等支援助成金	業務負担軽減機器等の導入などにより、従業員の職場定着を支援する。
通年雇用助成金	季節労働者を通年雇用する。
65歳超雇用推進助成金	65歳以上への定年引上げ等を実施する。
両立支援助成金	男性の育児休暇取得推進や仕事と介護の両立支援に取り組む。
人材開発支援助成金	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得する。
障がい者雇用納付金制度の助成金	障がい者の障がい特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する。

詳細は以下のホームページにまとめられておりますので、そちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00057.html



問合せ 奈良労働局 労働基準部 健康安全課 助成金センター
☎ 0742-32-0205 (8:30~17:15) ※土日祝日を除く

【国】[こども家庭庁]くるみん助成金

労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るために、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」「くるみん認定プラス」「プラチナくるみん認定」「プラチナくるみんプラス認定企業」を取得し、子ども・子育て支援を積極的に取り組んでいる中小企業主が、その雇用環境の整備を行う際の助成金です。

活用例 ・プラチナくるみん認定を受けたが、各種費用がかかるために助成が欲しい。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://kuruminjosei.jp/index.html>



問合せ 一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局

☎ 03-6453-7020 (9:30~17:00) ※平日 12:00~13:00、土日祝日及び年末年始を除く

【公財】新技術開発助成

広く科学技術に関する独創的な研究や新技術を開発し、これを実用化することによって我が国の産業・科学技術の新分野等を醸成開拓し、国民生活の向上に寄与することを目的としています。助成金の主な概要は以下のとおりになります。

企業の要件	対象経費	助成金
①資本金 3 億円以下または従業員 300 名以下で、自ら技術開発する会社であること	独創的な国産の技術であり、本技術開発に関わる基本技術の知的財産権が特許の出願もしくは特許権の取得より主張されていること など	4/5 以下 上限 2,400 万
②大企業及び上場企業でないこと		
③大企業及び上場企業の子会社、関係会社でないこと		

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.sgkz.or.jp/project/newtech/>



問合せ 公益財団法人 市村清新技術財団

☎ 03-3775-2021 (9:00~17:00) ※財団休業日を除く

【県】宿泊施設立地促進事業補助金

滞在型観光をより一層促進するため、奈良県内にホテル・旅館を新設又は増改築等を行う事業者を対象として、宿泊施設の立地を支援することを目的としています。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

客室数	投資額	補助率	補助上限額
1～4 室	3,000 万円以上	10%	1,000 万円
5～9 室	1 億円以上		1 億円
10～19 室	2 億円以上		
20～29 室	3 億円以上		
30 室以上	5 億円以上		
増改築の場合	3,000 万円以上		

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n110/59156.html>



問合せ 奈良県 産業部観光局 地域観光課 観光地域づくり推進係
☎ 0742-27-8553 ※土日祝日及び 12/29～1/3 を除く

【県】奈良県起業家支援事業費補助金

奈良県内で地域課題解決に資する社会的事業、県内経済好循環の促進、観光の促進などの起業を行う、中小企業者等に対して、最大 200 万円（補助率 2 分の 1 以内）補助する制度です。

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/kigyokashien/index.html>



問合せ 奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係
☎ 0742-27-8131（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【県】中小企業地域資源活用等促進事業助成金

県内において、奈良県の地域資源活用等による新事業展開（新商品・新サービスの開発等）や海外販路開拓等を行う創業者や小規模事業者・中小企業者に対して、新製品や新役務の試作・実験や販路開拓を行うために必要な経費の一部が補助される制度です。助成金の主な概要は以下のとおりです。

助成対象経費	助成率	助成金額
<ul style="list-style-type: none"> ・専門家謝金 ・旅費 ・事業費（運搬費、調査費、広報費等） ・試作・実験費（機械装置等費、産業財産権等取得費等） ・その他の経費 	1/2 以内	200 万円以内

詳細につきましては、（公財）奈良県地域産業振興センターのホームページをご確認ください。

<https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/creationbiz/creationbiz024.html>



問合せ 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター 金融・経営支援課
☎ 0742-36-8311（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【県】排出事業者支援事業

産業廃棄物を排出する事業者が、設備導入や研究開発により、発生抑制、減量化及び適正処理を行う場合に必要経費の一部が補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

補助内容	補助対象者	補助率	補助限度額
設備導入	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）、減量に係る設備機器の整備を行う県内事業者等	1/4 以内	1,000 万円
研究開発	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量などに関する技術や廃棄物等の循環資源を使用したリサイクル製品の研究開発を行う県内事業者等 ※大学やその他の試験研究機関との共同研究なども含む	2/3 以内	700 万円

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/12646.htm>



問合せ 奈良県 環境森林部 廃棄物対策課
☎ 0742-27-8746（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【県】奈良県 M&A 円滑化支援補助金

後継者不足により事業承継が進まない県内中小事業者に対し、第三者承継（M&A）のマッチングまでに要する費用が補助されます。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

対象事業	対象経費	補助率	補助上限額
<ul style="list-style-type: none"> ● 初期診断 ● 事業用資産や企業価値の算出・分析 ● 不動産鑑定評価書作成 ● 事業承継計画の策定 ● 契約書等の作成 ● 第三者承継（M&A）にかかる着手金 ● 事業承継の着手に必要な不可欠な登記、許認可申請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家等謝金 ● 委託費・外注費 ● システム利用料 	対象経費の 1/2 以内	50 万円

受付期間や対象となる事業者の要件等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/31935.htm>



問合せ

奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係

☎ 0742-27-8131（8:30～17:00）※土日祝日、年末年始除く

【県】事業所エネルギー効率的利用促進事業補助金

県内のエネルギー効率的利用の推進及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等が効果的な省エネルギー・蓄エネルギー設備を導入する場合にかかる経費に対して、補助金が交付されます。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

補助対象事業	補助率・補助単価	補助上限額
(1) 高効率エネルギー設備導入事業	補助対象経費の 2/3	400 万円
(2) 太陽熱利用システム導入事業		100 万円
(3) コージェネレーションシステム導入事業		200 万円
(4) 定置用蓄電池導入事業		160 万円
(5) V2H 導入事業		30 万円
(6) 太陽光発電設備導入事業	1kW につき 5 万円	60 万円

※補助対象経費となるのは、設備費及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く）です。

当該事業にかかる土地の取得及び賃借料は補助対象外です。

受付期間や対象となる事業者の要件等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/33062.htm>



問合せ

奈良県 省エネ設備等導入補助金申請受付・審査等事務局

☎ 050-3852-3048（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

【県】外国人材定着支援事業補助金

県内の事業所を有する中小企業又は監理団体が、外国人材に対して行う「日本語研修」（オンラインレッスンを含む）に係る経費が補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりです。

補助対象事業	補助率	補助上限額
次に掲げる要件を満たす日本語研修 <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県内に所在する事業所に常時勤務する外国人材に対して行うものである ・カリキュラムの総受講時間が20時間以上確保されている ・受講生の語学レベルに合わせたカリキュラムが提供されている ・費用の全部又は一部について、受講生に負担させるものではない（監理団体が実施する場合は、受講生が属する中小企業を含む） ・入国後講習ではない 	1/2 以内	1 補助対象事業者につき 20 万円

補助対象事業者等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/66600.htm>



問合せ 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係

☎ 0742-27-8812（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【県】奈良県中小企業等のプロフェッショナル人材確保支援事業補助金

県内中小企業等が経営課題を解決するため、プロフェッショナル人材（プロ人材）を確保する際に発生する紹介手数料に対して、補助金が交付されます。補助対象者は、奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点（奈良プロ拠点）を通じて新たにプロ人材として雇用または活用する、県内に事業者を有する中小企業者または中小企業者と同規模の法人です。補助金の主な内容は以下のとおりになります。

対象区分	対象経費	補助率	補助上限額
プロ人材の雇用	紹介手数料	1/2	70 万円
副業プロ人材の活用	紹介手数料	1/2	15 万円
副業プロ人材の新規活用	紹介手数料、報酬	8/10	50 万円

受付期間や募集要項等については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/66466.htm>



問合せ 奈良県プロフェッショナル人材戦略拠点（奈良しごとiセンター）

☎ 0742-27-3171（9:00～12:00、13:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

【県】奈良県中小企業賃上げ環境整備支援補助金

中小企業等の持続的な賃上げを実現するため、省力化や収益力向上につながる設備投資やシステム導入などに対して補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

補助対象経費	補助率	補助下限額	補助上限額
設備投資費、システム構築費、クラウド利用費、 広告宣伝費など	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3	50万円	500万円

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n101/p067009.html>



問合せ 奈良県中小企業賃上げ環境整備支援補助金事務局（奈良県商工会連合会内）

☎ 0742-93-3737（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

【県】奈良県奨学金返還支援事業補助金

従業員のための奨学金返還支援制度を設けて人材確保に積極的に取り組む県内中小企業に対して、その負担額の一部が補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

補助率	補助上限額等
企業支給又は送金額の 1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象従業員 1 人あたり 10 万円／年 ・1 補助対象事業者あたり最大 5 人／年 ・支援対象従業員の入社日が属する年度を含めて最大 10 年間

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

https://www.pref.nara.lg.jp/n102/58276.html#tmp_honbun



問合せ 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係

☎ 0742-27-8812（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

【県】奈良県企業立地促進事業補助金

奈良県内の雇用の創出及び地域経済の活性化を促進することを目的に、負担額の一部が補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりになります。

	企業立地促進補助金	データセンター立地促進補助金	地方拠点強化促進補助金
補助対象者	①製造業の工場等を立地する ②特定の物流施設を立地する ③県内に立地する①・②の機能強化する 中小企業	データセンターを立地する中小企業	地域活力向上地域等特定業務施設整備計画を活用する事業者など
補助率	10%	5%	10%
補助上限	2億円	2億円	1億円

公募スケジュールや応募方法、申請枠等の詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n100/52324.html>



問合せ 奈良県 産業部 産業創造課 企業誘致係

☎0742-27-8813 (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【市】橿原市起業等スタートアップ補助金

橿原市内における新たな事業の創出により産業の振興、地域経済の活性化等を目的に、市内の空き店舗等を活用して起業等する場合に、改修費用等の一部が補助される制度です。補助金の主な概要は以下のとおりです。

要件	支援内容
①市内の空き店舗で起業又は事業拡大を予定し、当該店舗で開業後3年以上営業する	橿原市内の空き店舗で、起業又は新分野への事業拡大により補助対象事業を開始する場合に、改修費用などの経費の一部を補助します 【補助率】1/2 【補助上限】50万円 【対象経費】改修工事費、広告宣伝費、備品購入費、システム開発費、ソフトウェア購入費
②週4日以上かつ1日5時間以上営業する	
③「かしはら創業塾（橿原商工会議所）」又は「夢をかなえる土曜塾（奈良県よろず支援拠点）」を受講している	
④市町村税の滞納がない	

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/13451.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課

☎0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

【市】橿原市業務改善支援補助金

国の「業務改善支援助成金」を活用して生産性向上や従業員の賃上げに取り組む市内事業者を支援するため、国の助成金に加えて、市独自の上乘せ補助金を交付する制度です。補助金の主な概要は以下のとおりです。

要件	補助金額
①申請時に橿原市に主たる事業所を有している ②市の定める期間内に国助成金の支給決定通知を受けている ③風営法に該当する事業でない ④暴力団等でない ⑤市町村税の滞納がない	事業に要する経費から国助成金の交付確定額を差し引いた額 上限 10 万円

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/18761.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

【市】「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産登録記念新商品開発等支援事業補助金

「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を目指す上で、「飛鳥・藤原の宮都」の PR が期待できる商品に対し、新商品等の開発及び改良に要した費用の一部を補助する制度です。補助金の主な概要は以下のとおりです。

	商品パッケージ改良支援事業	新商品開発チャレンジ支援事業
補助率	3/4	3/4
補助上限額	15 万円	30 万円

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/20026.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

【市】橿原市働き方改革等支援利子補給金

働きやすい職場環境づくりの推進を図るために各種認定制度を受けた企業に対し、金融機関から資金を借り入れた際の利子の一部を補助する制度です。概要は以下のとおりです。

対象融資	橿原市特別小口融資
対象者	①橿原市に事業所を有している法人で、市税の滞納がない ②えるぼし認定、くろみん認定、健康経営優良法人認定、奈良県 SDGs 認証のいずれかの認定等を受けている ③橿原市特別小口融資を受け、返済が滞っていない
貸付利子補給率	0.5%
補給対象期間	借入日から5年以内

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2567.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

【市】企業立地奨励金

橿原市の産業振興と雇用促進を図ることを目的に、市内にて製造業、宿泊施設の新設、増設、移転をされる事業者を対象として、奨励金が交付されます。助成金の主な概要は以下のとおりになります。

要件	支援内容
①指定地域内に対象事業所等設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤宿泊施設の設置の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事着工までに事業計画書を市長へ提出していること	【事業所等設置奨励金】 操業開始後、初めて当該事業所等に係る固定資産税相当分（家屋・償却資産分100/100）を賦課された翌年度から3年間 【雇用促進奨励金】 創業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員を規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円

詳細につきましては、橿原市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1017/gyomu/1/386.html>



問合せ 橿原市役所 企業立地推進室

☎ 0744-47-3545 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

B 税制支援

【国】法人設立時の登録免許税軽減

特定創業支援等事業による支援（※）を受け、創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、設立登記時に法務局に支払う登録免許税の軽減を受けられます。

会社区分	通常時の登録免許税額	軽減時の登録免許税額
株式会社	15万円～	7.5万円～
合同会社	6万円～	3万円～
合名会社・合資会社	6万円	3万円

※特定創業支援等事業とは、国の認定を受けた橿原市創業支援事業計画に基づき実施される、次の事業のことをいいます。

- ・橿原商工会議所が実施する『創業塾』
- ・奈良県よろず支援拠点が実施する『夢をかなえる土曜塾』

詳しくは本ガイドブックの[E セミナー・講義・研修]をご覧ください。

軽減を受けるには、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」を、橿原市役所地域振興課で受ける必要があります。証明書の申請については次のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/3342.html>



問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎0744-21-1117（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【国】法人税における中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例

一般に減価償却資産を取得すると耐用年数に応じて複数年にわたって経費計上しますが、本特例は取得価格が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度として全額損金に算入できる制度です。

対象者 （法人）青色申告書を提出する中小企業者（資本金等の額が1億円以下の法人）等で、
常時使用する従業員の数が500人以下の者
（個人）常時使用する従業員の数が1,000人以下の者

対象資産 取得価格が30万円未満の減価償却資産

手続き 確定申告時に専用の明細書を添付します。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（国税庁ホームページ） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5408.htm>

問合せ 申告書提出先の税務署にお問合せください。



【国】法人税における試験研究費の税額控除制度（特別・一般・中小企業技術基盤強化税制）

青色申告法人が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に一定割合を乗じた金額を控除できる制度です。なお控除金額には上限がありますが、利用する税制の区分により異なります。

対象経費 【例】一般試験研究費の額に係る税額控除制度

- (1) 製品の製造等に係る試験研究費 … 製品製造や改良等に係る試験研究費
- (2) サービス開発に係る試験研究費 … 対価を得て新たな役務の開発に係る試験研究費

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（中小企業庁ホームページ） <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

（国税庁ホームページ） <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5441.htm>



問合せ 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進室

☎ 03-3501-1770（10:00～18:45）※土日祝日、年末年始除く



【国】事業承継税制

本制度は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定（※）を受けた事業者から株式や事業用資産等を贈与又は相続等により取得した場合において、取得資産に係る贈与税・相続税について一定の要件の下その納税を猶予し、さらに贈与者（先代経営者）の死亡等があった場合には、猶予中の贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

個人版と法人版の違い	個人事業主からの事業承継	法人からの事業承継
先代事業者の主な要件	青色申告に係る事業を行っていた事業者で、円滑化法の認定を受けていること（不動産貸付業等を除く）	円滑化法の認定を受けた非上場会社であること
対象となる資産	①宅地等 ②建物 ③減価償却資産	株式又は出資

個人版・法人版ともに、制度適用を継続するためには、受贈又は相続した資産をその後も継続して保有するなどの条件があります。詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（国税庁ホームページ） <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>

また、本制度適用の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県が窓口となります。

（国税庁ホームページ…円滑化法の認定等に関する窓口一覧）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/pdf/0020006-132_08.pdf



問合せ 贈与税等の申告書提出先の税務署にお問合せください。

【国】青色申告の中小企業者向け賃上げ促進税制

本制度は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税又は所得税から税額控除できる制度です。

要件区分	適用条件	税額控除
通常要件①	給与等支給額が前年度比+1.5%	給与等支給額の増加額の15%を税額控除
通常要件②	給与等支給額が前年度比+2.5%	給与等支給額の増加額の30%を税額控除
上乘せ要件①	教育訓練費の額が前年度比+5% 教育訓練費の額が給与等支給額の0.05%以上	税額控除率を10%上乘せ
上乘せ要件②	くるみん認定、くるみんプラス認定、 えるぼし認定を新たに取得 又プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス 認定、プラチナえるぼし認定を取得済み	税額控除率を5%上乘せ

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(中小企業庁ホームページ) <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



問合せ 中小企業税制サポートセンター

☎ 03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【国】中小企業経営強化税制

本制度は、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受け、一定設備を導入した場合に、即時償却または10%の税額控除を受けられる税制措置です。

類型	内容	主な適用要件
A 類型	生産性向上設備	旧モデル比で生産性1%以上向上
B 類型	収益力強化設備	投資利益率7%以上
D 類型	経営資源集約化設備	M&A・事業承継等による生産性向上
E 類型	経営規模拡大設備	売上拡大等を伴う大型投資

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html



問合せ 中小企業税制サポートセンター

☎ 03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【県】宿泊施設充実のための優遇税制（不動産取得税と事業税の不均一課税）

本制度は、条例に基づき事業税と不動産取得税の不均一課税の実施することにより、宿泊施設の充実を図る制度です。

県税種別	対象者	適用要件 ※全ての要件を満たす必要あり
不動産取得税	H18.4.1～R13.3.31の間に旅館業の用に供する宿泊施設を新築又は増設した法人又は個人	(1) 設置宿泊施設の客室数が30室以上又は収容人員が100人以上であること（移転・改築の場合は増加していること）。 (2) 3年間、用途変更しないこと。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.pref.nara.lg.jp/n110/52337.html>



また、不均一課税の申請前に県との事前協議が必要ですので、下記へお問い合わせください。

問合せ 奈良県 地域観光課 観光地域づくり推進係

☎0742-27-8553（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【県】地域未来投資促進法に基づく優遇税制（法人税等の課税特例と不動産取得税の課税免除）

本制度は、地域未来投資促進法に基づき県が作成した「奈良県未来投資促進基本計画」に即して、地域経済牽引事業計画を作成し知事の承認を得た場合に、税制優遇や金融支援等の各種優遇を受けられる制度です。

<法人税の税制優遇について>

対象者	知事の承認を受け、「地域経済牽引事業計画」に基づき設備投資を行う事業者		
適用要件	(1) 先進性を有すること（労働生産性の伸び率4%以上、投資収益率5%以上） (2) 設備投資額が1億円以上であること (3) 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること (4) 対象事業の売上伸び率が0を上回り、過去5年度の市場規模の伸び率より5%高い (5) 旧計画が終了し、その労働生産性の伸び率が4%以上、投資収益率5%以上		
対象税目	法人税・所得税（事業者が個人である場合）	実施主体	国
軽減措置	1.対象資産取得価額の合計額のうち、本税制措置の支援対象は80億円が限度 2.税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度 3.対象資産を貸し付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象外 4.地域経済索引事業計画承認後でも、主務大臣確認前に取得した設備は対象外		

＜不動産税の税制優遇について＞

対象者	知事の承認を受け、「地域経済牽引事業計画」に基づき H29.9.29～R10.3.31 に対象施設を設置した者		
対象施設	一定の要件を満たす建物、附属設備、構築物及び土地の取得価額の合計が1億円超		
対象税目	不動産取得税・固定資産税（県課税3年分）	実施主体	県
軽減措置	課税免除		

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.pref.nara.lg.jp/n110/52380.html>



問合せ 奈良県 地域観光課 観光地域づくり推進係

☎ 0742-27-8553（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【市】先端設備等導入計画

本制度は、「橿原市導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」が橿原市から認定を受けると、固定資産税などについて優遇を受けられる制度です。

＜税制優遇について＞

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 ※認定には計画期間内に労働生産性が3%以上向上することなどの要件があります
対象設備	従業員に対し雇用者給与等支給額を1.5%以上賃上げ表明したことを位置付けた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された機械装置等の設備
税制優遇	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの……………3年間、課税標準が1/2 ・3%以上の賃上げ表明されたもの……………5年間、課税標準が1/4 ※令和9年3月31日までに取得した設備



詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（橿原市ホームページ） <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/3198.html>

問合せ 橿原市役所地域振興課

☎ 0744-21-1117（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

C 融資（資金繰り）

【国】公庫創業支援貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業の各融資制度について、新たに事業を始める方、又は事業開始後税務申告を2期終えていない方が利用する場合、所定の利率から一定率を引き下げる制度です。

融資限度額 返済期間	各融資制度に定める条件に従います。
利率	各融資制度に定める利率から△0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は各融資制度に定める利率から△0.9%

一部利用できない融資制度があります。また、融資には審査があります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(日本政策金融公庫ホームページ)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/sogyo_tokurei_m.html



問合せ 日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎ 0570-069-483 ナビダイヤル (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【国】働き方改革推進支援資金

非正規雇用の処遇改善への取り組みや長時間労働の是正を実現するために、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る中小企業者を支援する制度です。

資金用途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 ※長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。
融資限度額	直接貸付 7億2千万円
返済期間	設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
利率	事業者の状況によって異なります。
担保・保証人等	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談の上決定されます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合は経営責任者の個人保証が必要です。

融資には審査があります。対象者や利率等、詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(日本政策金融公庫ホームページ)

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>



問合せ 日本政策金融公庫 奈良支店 中小企業事業

☎ 0742-35-9910 ナビダイヤル (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【国】賃上げ貸付利率特例制度

従業員の賃上げに取り組もうとする中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより、当該取組みを促進することを目的とする制度です。

対象者	雇用者給与等支給額が2.5%以上増加する見込みがある方
融資限度額	適用する特別貸付制度の融資限度額
適用利率・期間	適用する特別貸付制度に定める利率から融資後2年間0.5%控除

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（日本政策金融公庫ホームページ）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/wage_increase_t.html



問合せ 日本政策金融公庫 相談センター

☎ 0120-154-505

【県】創業支援資金

奈良県では、県内中小企業の向上発展を図り振興に繋げることを目的に、創業資金の支援を行っています。

融資制度	融資限度額	資金用途	返済期間	貸付利率	保証料率
創業資金保証	3,500万円	運・設・運設	7年	1.6%	0.8%
創業資金ブラッシュアップ枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業資金南部・東部枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業資金女性・若者・シニア・UIJターン枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業支援資金飲食店枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%
創業支援資金宿泊施設枠	1,500万円	運・設・運設	7年	0%	0%

融資や保証の決定には金融機関や信用保証協会の審査があります。

各制度のご利用の条件など詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.pref.nara.jp/27444.htm>



問合せ 奈良県 産業部 経営支援課 金融支援係

☎ 0742-27-8807（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【市】創業支援融資

橿原市では、中小企業の振興発展を図ることを目的に、新たに中小企業者として創業しようとする方向けの融資制度を用意しています。

資格要件	融資 限度額	資金使途	返済 期間	貸付 利率	保証 料率
次の全てを満たすこと ①【個人】市内に住所を有し、事業の具体的 計画を有している 【法人】市内において事業を行う具体的 計画を有している ② 市税を完納していること ③ 創業前であること	1,000 万円	運転 設備 運転・設備	7 年	1.1%	0%

融資や保証の決定には金融機関や信用保証協会の審査があります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/2566.html>

問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



【市】特別小口、緊急融資

橿原市では、中小企業の振興発展を図ることを目的に、経営の安定や設備の近代化等を促進するための事業資金を必要とする方向けの融資制度を用意しています。

制度	資格要件	融資 限度額	資金使途	返済 期間	貸付 利率	保証 料率
特別小口 融資	次の全てを満たすこと ①【個人】市内に住所を有する 【法人】市内に事業所を有する	1,000 万円	運転 設備 運転・設備	5 年	1.4%	0%
緊急 融資	② 市税を完納していること ③ この制度にかかる債務がない	200 万円		3 年	1.0%	0%

融資や保証の決定には金融機関や信用保証協会の審査があります。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2567.html>

問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



【市】特定創業支援等事業

橿原市では、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定し国の認定を受けていますので、下記の特定創業支援等事業を受けることで創業時の資金繰りにおける支援制度を活用できます。

特定創業支援等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・橿原商工会議所が実施する「かしはら創業塾」 ・奈良県よろず支援拠点が実施する「夢をかなえる土曜塾」
活用可能な資金繰りの支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ①創業関連保証の特例 <ul style="list-style-type: none"> …無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用できます。 ②日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足 <ul style="list-style-type: none"> …この制度利用には自己資金要件がありますが、これが充足したものとして利用できます。 ③日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> …当該資金を利用する際、貸付利率の引下げの対象となります。

※融資の利用には、別途審査があります。

※特定創業支援等事業を受けることで活用できる支援制度には、登録免許税の軽減制度など、資金繰り支援以外の支援もあります。

支援制度を活用するためには、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」を、橿原市役所地域振興課で受ける必要があります。証明書の申請や詳細については次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/2/3342.html>

問合せ 橿原市役所 地域振興課 商工労政係

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

新設備貸与制度

創業や経営の革新に取り組む県内の小規模企業者等が必要とする設備を、公益財団法人奈良県地域産業振興センターが購入し、長期かつ固定金利で割賦販売またはリースする制度です。対象は、従業員 20 人以下（商業、宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は 5 人以下）の事業者及び創業者です。ただし、従業員数 21 人以上 50 人以下の中小企業者でも、一定の要件に該当する場合は対象となります。

区分	<割賦販売>	<リース>
対象設備	創業または経営の革新を図るために必要を認められる設備 (土地、建物及び賃貸用物品のほか、一部の業種が対象外)	
利用限度額	100 万円～1 億円 (消費税込み)	
返済期間	最長 10 年	3～10 年
利息 ※変動する可能性あり	年利率 1.40% (固定)	リース利率 2.932～0.977% (リース期間による)
返済方法	半年賦	毎月均等払い
保証金	契約時に設備購入価格 (税込) の 10%	なし

「経営の革新を図る」とは、次のいずれかに取り組み、経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入

申請方法などの詳細については、専用ホームページ及び案内チラシをご確認ください。

(専用ホームページ) <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/funds/funds022.html>



(案内チラシ) <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/funds/pdf/funds022.pdf>

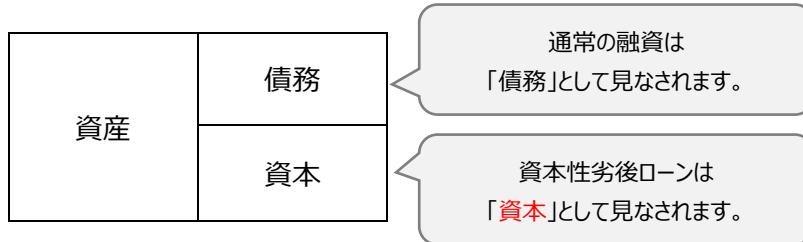


問合せ 公益財団法人 奈良県地域産業振興センター 金融・経営支援課

☎ 0742-36-8311 (9:00～12:00、13:00～17:00) ※土日祝日、年末年始除く

資本性劣後ローン

資本性劣後ローンとは、資本的な性格を持った劣後ローンのことで、借入をしても自己資本と見なされることが特徴です。通常、融資を受けると債務が膨らみ、自己資本比率などの経営指標が悪化しますが、資本性劣後ローンの場合は借入金は自己資本と見なされるため、自己資本比率は悪化せずむしろ良くなります。金融機関にとってはリスクの高い債権となるため利率は通常の融資よりも高くなっていますが、新事業展開や事業再生に向けての財務体質強化、金融機関などからの資金調達の円滑化を希望する場合に適した融資の形の一つです。



ご利用に関しては、民間金融機関や日本政策金融公庫にお問合せください。
※融資の利用には、別途審査があります。

事業承継保証制度・事業承継支援資金

奈良県信用保証協会や日本政策金融公庫では、事業承継を円滑に進めるための保証制度や資金制度が用意されています。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県信用保証協会ホームページ) <https://www.nara-cgc.or.jp/guarantee/succession/>



(日本政策金融公庫ホームページ) <https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/index.html>



問合せ 奈良県信用保証協会 平日相談窓口 事業承継サポートデスク

☎ 0742-33-0559 (9:00~16:30) ※土日祝日、年末年始除く

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎ 0570-069-483 ナビダイヤル (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

各種保証協会融資・各種制度融資・日本政策金融公庫各種融資

奈良県信用保証協会や日本政策金融公庫、民間金融機関では、事業者の資金調達を支援するための保証制度や資金制度、融資メニューを取り扱っています。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県信用保証協会ホームページ) <https://www.nara-cgc.or.jp>

(日本政策金融公庫ホームページ) <https://www.jfc.go.jp>



資金繰りに関してのご相談については、最寄りの金融機関の事業性融資担当窓口か、下記へお問合せください。

問合せ

奈良県信用保証協会 平日相談窓口

☎ 0742-33-0552 (9:00~16:30) ※土日祝日、年末年始除く

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎ 0570-069-483 ナビダイヤル (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

D 相談・アドバイス

JETRO

JETRO（ジェトロ）とは、日本貿易振興機構法に基づいて設立された、独立行政法人日本貿易振興機構という組織のことを指します。JETROの主な取組みには、日本の農林水産物・食品の輸出支援や、中堅・中小企業の海外展開支援などがあり、海外への販路拡大などを旨とする事業者の支援を行っています。

支援事例

■ 農林水産物・食品の輸出支援

- … ・輸出相談窓口でのワンストップ情報提供
- ・海外企業との商流構築機会
- ・輸出に向けた個別支援
- ・海外における日本産品のブランド構築推進

■ 企業の海外展開支援

- … ・情報提供による海外展開支援
- ・個別企業のハンズオン支援
- ・越境 EC 活用などの海外販路開拓支援
- ・グローバル人材の活躍、育成支援

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(JETRO ホームページ) <https://www.jetro.go.jp>



問合せ

ジェトロ奈良

☎ 0742-88-0070 (9:00～12:00、13:00～17:00) ※土日祝日、年末年始除く

奈良県事業承継引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫（事業承継マッチング支援）

<奈良県事業承継引継ぎ支援センターについて>

奈良県事業承継引継ぎ支援センターは、国が設置する公的相談窓口です。親族内への承継や第三者への引継ぎなど、事業承継に関するあらゆる相談に無料で対応しています。

また後継者が不在の場合などは、承継を希望する方や創業を目指す方とのマッチング支援も行っています。

<日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援について>

日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援は、後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や新分野進出等を目的に「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、無料のマッチングサービスです。

事業承継に関する詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(奈良県事業承継・引継ぎ支援センターホームページ)

<https://nara-hikitsugi.go.jp/>



(日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援ホームページ)

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/jigyosyokei/matching/>



問合せ

奈良県事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 0742-53-5888 (9:00～17:00) ※土日祝日、年末年始除く

日本政策金融公庫 奈良支店 国民生活事業

☎ 0570-069-483 ナビダイヤル (9:00～17:00) ※土日祝日、年末年始除く

橿原商工会議所・奈良県よろず支援拠点

<橿原商工会議所について>

橿原商工会議所では、中小企業相談所を開設し、経営に関する様々な相談に応じています。経営指導員等が在籍していて、窓口での相談や、担当者による訪問型の対応もされています。

相談内容 経営相談、融資相談、税務相談、労務相談、補助金・助成金に関する相談 など

<奈良県よろず支援拠点について>

奈良県よろず支援拠点では、経営に関するどんな相談でも受付けています。相談には在籍している専門性の高いプロのコーディネーターが応じるほか、専門家派遣制度の利用などにより課題に特化した専門家からの提案も可能です。

相談内容 売上拡大、創業、事業承継、宣伝広告、支援策、資金繰り など

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（橿原商工会議所ホームページ） <https://kashihara-cci.or.jp>



（奈良県よろず支援拠点ホームページ） <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/n-yorozu/>



問合せ 橿原商工会議所 中小企業相談所

☎ 0744-28-4400（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

奈良県よろず支援拠点 柏木本部

☎ 0742-81-3840（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

奈良県よろず支援拠点内「生産性向上支援センター」

中小企業・小規模事業者等の生産性向上（特に労働投入量の効率化）に向けて、複数回（計10回程度）現場訪問型の徹底した伴走支援を行います。

相談内容 ・残業が減らず、人が定着しない。 ・忙しさに追われ、改善に手が付けられない
・本当は見直したいが、手作業が当たり前になっている。 など

支援内容 ・作業環境の整備 ・作業プロセス改善
・ムリムラムダの削減など職場改善 ・デジタル化、自動化、IoT化、AI活用 など

費用 無料

（奈良県よろず支援拠点 個別相談予約／受付フォーム）

<https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/n-yorozu/general-consultation>



問合せ 奈良県よろず支援拠点 生産性向上支援センター

☎ 0742-81-3848（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【国】中小企業庁による事業承継ガイドライン

中小企業庁では、円滑な事業承継の推進のため、『事業承継ガイドライン』と『事業承継に関する主な支援策（一覧）』を作成しています。

直近では令和4年3月に改訂し、掲載データの更新はもちろん、近年増加傾向にある従業員承継や第三者承継（M&A）についての説明も充実させています。

事業承継についてご検討の場合は、是非一度ご一読ください。

（中小企業庁ホームページ 事業承継ガイドライン）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_guideline.pdf

（中小企業庁ホームページ 事業承継に関する主な支援策一覧）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_shien.pdf



問合せ 中小企業庁 事業環境部 財務課

☎ 03-3501-5803（9:30～12:00、13:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

【県】＜企業向け＞外国人雇用相談窓口

県内の企業が外国人を雇用する場合の相談窓口が開設されました。外国人人材の採用から定着まで、メールやオンライン面談で専門家に無料で相談できます。「法律や VISA のことが難しく分からない」「異文化の壁を無くしたい」など、疑問やお悩みがある場合は、一度奈良県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n102/62872.html>

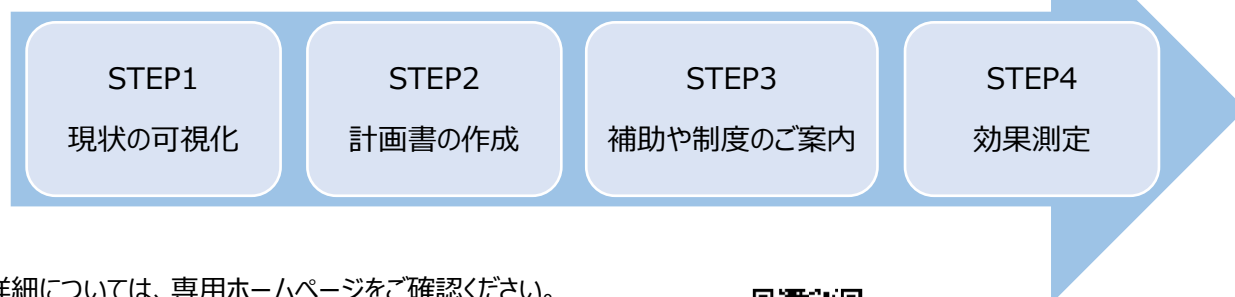
問合せ 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係

☎ 0742-27-8812（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

【県】中小企業デジタル化等支援事業

デジタル技術を活用した業務改善により事業変革に取り組む県内の中小企業を対象に、デジタル活用により経営課題の解決・事業変革に繋げるセミナーの開催や経営デジタルアドバイザーによる伴走支援を行いながら事例を創出し、県内中小企業にDX化の取り組みの波及を図る事業です。

<経営デジタルアドバイザーによる伴走支援内容>



詳細については、専用ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/64067.htm>



問合せ 奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係

☎ 0742-27-8131 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

【県】中東情勢や原油価格上昇の影響を受ける中小企業向け相談窓口

中東情勢や原油価格上昇の影響を受ける県内中小企業の方の資金繰りや経営に関する相談窓口や支援策について以下のホームページにおいてまとめて掲載しています。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n101/54828.html>



問合せ 奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係

☎ 0742-27-8131 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けています。問題解決に向けて相談員や弁護士がアドバイスをを行います。詳細については、専用ホームページをご確認ください。

(公益財団法人 全国中小企業振興機関協会ホームページ)

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>



問合せ 「取引かけこみ寺」相談用フリーダイヤル

☎ 0120-418-618 (9:00~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

働き方改革推進支援センター

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。詳細については、専用ホームページをご確認ください。

(厚生労働省ホームページ)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



問合せ 奈良働き方改革推進支援センター

☎ 0120-414-811 (9:00~12:00、13:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。詳細については、専用ホームページをご確認ください。

(ミラサポ plus ホームページ)

<https://mirasapo-plus.go.jp/>



問合せ ミアサポ plus コールセンター

☎ 050-5370-4340

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

E セミナー・講義・研修

かしはら創業塾

かしはら創業塾は、産業競争力強化法に基づき国が認定した「橿原市創業支援等事業計画」に沿って、橿原商工会議所が実施する『創業のための基礎講座』です。

講座は対面形式で行われ、経営の基礎知識がなくても終了時には経営者への第一歩が踏み出せる講座です。

- 対象**
- ・橿原市内でこれから創業予定の方
 - ・これから創業したい方、もしくは創業後で経営の基礎を学び直したい方
 - ・事業承継（予定）者

また受講修了された方で、産業競争力強化法等の規定に該当する場合は、特定創業支援等事業を受けたものとして橿原市にて証明書を取得できます。

- 証明のメリット**
- ・会社設立時の登録免許税の軽減
 - ・創業関連保証の特例
 - ・日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引下げ
 - ・小規模事業者持続化補助金の創業枠での申請が可能

その他、受講修了することで橿原市起業等スタートアップ補助金の申請要件の一部に該当するなどのメリットもあります。詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（橿原商工会議所ホームページ） <https://kashihara-cci.or.jp/consultation/school/>



- 問合せ** 橿原商工会議所 中小企業相談所
- ☎ 0744-28-4400（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

夢をかなえる土曜塾

夢をかなえる土曜塾は、産業競争力強化法に基づき国が認定した「橿原市創業支援等事業計画」に沿って、奈良県よろず支援拠点が実施する無料の創業初心者セミナーです。

セミナーはeラーニング方式で行われ、受講者の都合のよい時間での受講が可能です。

- 対象**
- ・奈良県在住、または奈良県内での創業を考えている方

また受講修了された方で、産業競争力強化法等の規定に該当する場合は、特定創業支援等事業を受けたものとして橿原市にて証明書を取得できます。

証明書の詳細につきましては、上記の『かしはら創業塾』と同様になりますので、そちらをご参照ください。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県よろず支援拠点ホームページ） <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/n-yorozu/>



- 問合せ** 奈良県よろず支援拠点 柏木本部
- ☎ 0742-81-3840（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く

各種セミナー

橿原商工会議所をはじめとした様々な機関や団体等による、事業者向けのセミナーが開催されています。テーマや開催の形式、規模の大小など様々ありますが、橿原市では各機関等から届くこれらのセミナー案内を集約し、ホームページにて随時案内しています。

自社の課題解決などのためにセミナー受講をお考えの場合は、次のホームページを定期的にご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/14743.html>



問合せ 橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

F その他支援策

【国】ここからアプリ

こちらは個別のアプリケーションの名称ではなく、生産性向上のための使いやすく導入しやすい業務用アプリを紹介する情報サイトで、中小機構（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）が運営するものです。

アプリの導入事例はもちろん、アプリの種類別に解説動画なども掲載されているほか、目的や業種ごとのアプリ検索もできるサイトです。

DX（デジタルトランスフォーメーション）や生産性向上をお考えの場合は、次のホームページをご確認ください。

（ここからアプリホームページ） <https://digiwith.smrj.go.jp/cocoapp/>



【県】まほろばチャレンジリーグ募集

奈良県では、県内事業者に首都圏での販路拡大を目指す新商品等の販売機会を提供するとともに、消費者ニーズに基づく事業者間の競争を通じて商品のブラッシュアップを図るなど売れる商品づくりを促進するため、奈良県ブランドショップの「奈良まほろば館」（東京都港区）において、テストマーケティング『まほろばチャレンジリーグ』に出品する事業者を募集しています。

首都圏での販路拡大を計画している、商品ブラッシュアップの参考に専門家のアドバイスやお客様の声がほしい場合に適した制度です。

まほろば館の詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.pref.nara.jp/61546.htm>



問合せ 奈良県 産業・観光・雇用振興部 観光局 奈良まほろば館 情報発信課

☎ 03-5568-7081（10:15～19:00）※年未年始除く

A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策

【市】ふるさと納税返礼品登録

橿原市では、ふるさと納税の推進のため、橿原市の特色を活かした魅力溢れる商品やサービスを返礼品として提供いただける事業者を募集しています。

- 返礼品の要件**
- ・橿原市の返礼品として公序良俗に反しないもの
 - ・橿原市内で生産等しているか、橿原市に縁のあるもの
 - ・品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの など

- 事業者のメリット**
- ・EC サイト掲載料や決済手数料の費用負担なく、インターネット上で商品 PR ができます
 - ・送料の負担はありません
 - ・全国の方に見てもらえるので、販路拡大に繋がります

その他の要件や詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(橿原市ホームページ) <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/1/3200.html>

問合せ 橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

☎ 0744-21-1117 (8:30~17:15) ※土日祝日、年末年始除く



知的財産権保護 (商標登録)

知的財産権には様々なものが含まれます。特許権や商標権などは有名ですが、著作権や実用新案権、意匠権など多岐にわたり、それぞれ法律や保護の対象などが異なります。

事業者にとって知的財産は競争力の確保のために欠かせない要素ですので、競合他社に無許可でまねをされることを防ぐためにも、知的財産の保護は重要です。

またその逆で、開始しようとするサービス等が他社の知的財産権を侵害することにならないかなども注意する必要があります。

奈良県内では、一般社団法人奈良県発明協会が知的財産に関する支援を行っています。

詳細につきましては、次のホームページをご確認ください。

(INPIT 知財総合支援窓口奈良県ポータルホームページ)
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/nara/>



問合せ 一般社団法人 奈良県発明協会

☎ 0742-35-6020 又は 0742-34-6115 (9:00~17:00) ※土日祝日、年末年始除く

【県】ジョブなら就活ナビシートの活用

「奈良県就職支援サイト ジョブなら net」にて公開される“ジョブなら就活ナビシート”を活用いただくことで、学生や大学等に向けて企業情報を広報できます。

活用例

- ・学生が希望の企業を探す時の情報収集や企業研究、応募時の参考資料として
- ・大学キャリアセンターが学生に合う企業情報を探して提供する
- ・就活イベント（合同企業説明会等）で就労支援コーディネーターが情報提供する

その他概要や登録手順につきましては、次のホームページをご確認ください。

（奈良県ホームページ） <https://www.job-nara.pref.nara.jp/>



問合せ

奈良しごとiセンター

☎ 0742-23-5729（9:00～17:00）※土日祝日、年末年始除く

各種商談会や即売会などの販路拡大イベント

橿原商工会議所をはじめとした様々な機関や団体等による、商談会や即売会などの販路拡大イベントが開催されています。

開催の形式や規模の大小など様々ありますが、橿原市では各機関等から届くこれらのイベント案内を集約し、ホームページにて随時案内しています。

自社の商品やサービスなどの販路拡大をお考えの場合は、次のホームページを定期的にご確認ください。

（橿原市ホームページ） <https://www.city.kashihara.nara.jp/soshiki/1027/gyomu/3/14743.html>

問合せ

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

☎ 0744-21-1117（8:30～17:15）※土日祝日、年末年始除く



A
補助金・助成金

B
税制支援

C
融資（資金繰り）

D
相談・アドバイス

E
セミナー・講義・研修

F
その他支援策